平成２７年（フ）第４２号
山口県下関市安岡駅前１丁目12番７―602号
安岡駅前県営住宅３号棟
債務者　光成　久子
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第４３号
山口県下関市入江町７番３号
債務者　亀山　信幸
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第６６号
愛媛県松山市萱町６丁目20番地１　ヴィラＬＡ007―403号
債務者　山下　芳行
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４５号
宮崎市吉村町下別府乙34番地３　オリエンタルビル305号、前住所宮崎市田野町乙7560番地　う棟
債務者　岩本　新也
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４４号
秋田市土崎港東２丁目８番10号
債務者　武石　信子
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２号
宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡4706番地
本屋敷団地３号棟、前住所宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡5908番地２
債務者　飯干　勝則
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第２２号
宮崎県延岡市北一ケ岡３丁目14番４―306号
債務者　永田　瑞穂
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第２８号
宮城県大崎市松山千石字広田45番地２
債務者　平山　　景（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第５１号
福井市宝永１丁目35番16号
債務者　小林智絵こと　金　富士子
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６３号
福井県越前市堀川町９番15号　フォーユーエクセルわかたけ411、旧住所福井県鯖江市柳町１丁目５番16号
債務者　天谷眞喜子
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７１号
福井県坂井市三国町緑ケ丘２丁目５番34―404号　株式会社ＵＡＣＪ立田社宅、旧住所福井県坂井市三国町黒目33―1103
債務者　爲口　大史
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７５号
福井市若杉１丁目2012番地　セジュール平安103号
債務者　城　　幸長
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７８号
福井市冬野町第26号124番地
債務者　野尻　千尋
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９０号
福井市渕町第31号701番地　渕団地２号館510号室
債務者　西村　優一
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２５号
千葉県松戸市野菊野２番地　野菊野団地２棟804号室
債務者　橋本　　勲
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第９１号
千葉県柏市逆井４丁目25番52号　大丸ハイツ101号
債務者　小池奈緒美（旧姓山本・渡部）
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部